

大阪宗像家文書の紹介

河窪 奈津子

はじめに

中世宗像地方の一元的支配者であった宗像大宮司家との所縁を伝える家系に、現在に至るまで相伝されてきた古文書類を紹介したい。現在の所有者が大阪府在住であることから、この史料群を「大阪宗像家文書」と総称しよう。

宗像大宮司家は、天正十四（一五八六）年に大宮司氏貞が病没したことによって断絶し、大宮司家が営んできた社領経営も終焉を迎えた。大阪宗像家文書はその後の余滴のような存在ではあるが、人々が結び合う縁によって生まれたものであり、「歴史」は人々が時の流れに残した足跡であることを実感させる史料群である。さらに、特筆すべき中世文書二点も含まれている。

宗像市は新修宗像市史編纂に協力していただくかたちで、平成二十八年に所蔵者から史料群の画像の提供を受けた。しかし、これまで全体像を紹介することなく今日に至ってしまったため、ここで紹介するものである。

制作の背景

大阪宗像家文書は、二巻の卷子本からなる。一巻には、中世文書

二十五通と江戸時代に書かれた覚書と、「伝勘合印」の印影が収められている。もう一巻は「宗像系図」と題されたものである。一つ一つの内容については後述するが、中世文書の殆んどは宗像大社が所蔵するものの精巧な臨写史料である。花押は言うまでもなく、字配り、文字そのものも原本と酷似しており、原本を見ながら作成された写であることは疑いようがない。この臨写史料の作成には、断絶した宗像大宮司家に関わりある人々が携わっていた。

宗像を離れた長門国萩の地で、江戸時代に二つの家系が交わりを持った。

萩藩毛利家の重臣草刈家。戦国時代、草刈重継は戦国大名毛利元就三男小早川隆景の家臣であり、隆景と共に豊臣秀吉の九州征伐に随行した。天正十五年、島津氏を屈服させた秀吉は、帰路しばらく筑前箱崎に滞在した。宗像に残る記録類は、大宮司氏貞を亡くした宗像家家臣が秀吉に謁見したこと、氏貞の娘を秀吉が見染めたことなどの説話を伝えている。当時の正確な事情を知ることにはできないが、おそらくはこの時に生じたきっかけによって、氏貞の娘は草刈重継に嫁した。隆景の死後重継は毛利輝元に仕えるが、関ヶ原合戦を経て毛利氏は周防、長門に減封されて萩の指月城を藩主の居城と

し、重継も萩に移った。妻とした氏貞の娘（長女と伝える）の死去により、もう一人の娘（次女と伝える）が重継の後妻となった。同時であったのか時間差があったのかは定かではないが、宗像大宮司家再興の望みが潰えた氏貞の後家は、大宮司家相伝の古文書類を携えて萩へ赴いた。こうして宗像大宮司家の史料は草刈家の所蔵となった。その後天明七（一七八七）年に返還されて、現在の重要文化財宗像神社文書の根幹をなす史料群となり、翻刻と影印本を併せた『宗像大社文書』第一巻として公刊された。^{（注1）}

萩藩の御用商人宗像家。この宗像家には宗像大宮司家の一族であるという家伝がある。大宮司氏貞は、父の正氏が中国地方を本拠地とした戦国大名大内義興に属し、在住していた周防国で生まれ育った。父の死、さらに正氏が猶子とした一族の氏男も死去したことで、宗像大宮司家の継承争いが起きた。氏貞を戴く一派とその反対派が対立したが、氏貞派が反対派を弑逆して勝利した。宗像地方では「菊姫怨霊伝説」としてその後の祟りが広く語られている。御用商人宗像家は、この時の難を逃れた幼い男の子が長門国に隠れ住んで成長し、次の代に萩で商人となり宗像家の祖となったと伝えている。

草刈家と宗像家は、異なる事情のもとに萩に住んだ。そこどのような邂逅が生まれたのかはわからない。しかし、宗像大宮司家相伝文書を所有する藩士草刈家との身分を超えた交わりを得た商人宗像家が、古文書類を臨写して現在に伝えたという経緯として理解する他はあるまい。商人宗像家は、草刈家が所蔵する古文書から二十五点を選択して書写し、これらを家宝として守り伝えて現在に至ったのである。二十五点の選択基準を明確に示すことはできない

が、いわゆる公文書が多いことと、大内氏関係文書が多いことは指摘できる。

さらに両家は、系図を作成した。宗像大宮司家に相伝されていた系図類も草刈家にもたらされており、これらと古文書類とを基にして作成された「宗像大宮司家系図」というべきものである。詳細な内容からは系図の作成を生業とする人々が存在したのではないかも考えられるが、ここで触れる能力は有さない。両家の系図は宗像氏貞までは同一であるが、その後はそれぞれの家系を綴っている。

作成年代

先述したように、草刈家は所蔵していた宗像大宮司家相伝文書を天明七年に返還した。宗像家による臨写はこれ以前である。その時期を考えてみよう。

宗像大社所蔵文書に、（年欠）三月十六日草刈継紀宗像社什書覚（『宗像大社文書』第一巻一八九号、注解執筆山口隼正）がある。端裏書には「宗像什書之類古筆改所江遣時注文」とある。注解内容の通りこのときの古筆家は古筆了栄であり、宗像大社文書に残る極書の極印は了栄のものと、門人藤本了因（箕山）のもの二種類に限られる。草刈継紀の依頼を受けて作成された極書は、文書に付けられたままの状態（注2）で返還された。一方大阪宗像家文書では、極書は全く書写されていない。臨写の時期は、継紀が古筆家に鑑定を依頼する以前と考えると良いだろう。継紀の生没年は寛文四—元禄六年（一六六四—一九三）であり、江戸時代前期の臨写と推定される。大阪宗像家文書のなかに、「永萬元ヨリ天和元マテ五百十七年二成」

という押紙がある。永萬元（一一六五）年とは、最古の文書である八条院序下文の年号である。天和元（二六八二）年が臨写の年であった可能性も考えて良からう。

個別史料紹介

中世文書二十五通と系図について個別に紹介しよう。

現状は編年の卷子本に仕立てられている。順に一から番号を付けて文書名を示すと共に、括弧内に『宗像大社文書』第一巻における原本の収録番号を示した。史料内容については、同書の注解・大意を参照願いたい。

一 八条院序下文写 永萬元（一一六五）六月廿九日（六）

連署者筆頭に、原本にはない押紙「花山院太政大臣忠雅」が付く。人名比定に誤りはない。原本、写共に人名比定の押紙が付けられた史料は多いが、押紙を付けた人物や文言は一致しないことから、共同作業として作成されたのではないと考えられる。

前述した「永萬元ヨリ天和元マテ五百十七年二成」という押紙から、この文書が最古のものであると認識していたことがわかる。

二 関東御教書写 建久二（一一九一）年八月一日（二七）

原本の北条盛時の裏花押も写しとっており、草刈家所蔵文書は未表装の状態であったようだ。原本には盛時署名右横に押紙「民部丞頼朝之」があるが、この写では本紙に直接書いており既に押紙が付けられていたことがわかる。

袖に押紙「松木権中納言宗家」が付けられているが、本来は前号の八条院序下文写の連署第三位者に付いていたものであり、時代を

経て正しい場所が忘れられたのだろう。

三 関東下知状写 建永元（二二〇六）年七月十四日（三八）

袖に押紙「一色駿河守」が付くが、実はこの後に紹介する二五号文書に付けられていたものである。

四 関東御教書写 建保五（二二二七）七月廿四日（三九）

署名右横に押紙「二階堂行光」とあり、人名比定は正しい。この押紙は原本にはない。また、原本には極書が貼りつけられていた。

五 藤原隆頼讓状写 承久三（二二二二）年七月廿一日（五六）

袖に押紙「日野資定従三位 宮内大輔」があるが、本来は八号に付けられていたもので、人名比定は正しい。原本には極書がある。

六 筑前国司片宣写 寛喜二（二二三二）年四月五日（八）

特筆事項はない。

七 関東御教書写 建長二（二二五〇）年八月三日（三〇）

袖に押紙「勸修寺経俊 後二正二位中納言」があるが、本来は八号に付けられていたもので、人名比定は正しい。執権、連署の官途右にそれぞれ押紙「最明寺時頼」、「北条重時」が付けられ、人名比定は正しい。原本に極書はあるが、押紙はない。

八 大宮院序下文写 建長八（二二五六）年正月日（一〇）

上下二段に連署者十六人が連なる文書であり、原本には人名比定の押紙は全くないが、この写には十三点、写五号と写七号に移動してしまった押紙二点をあわせて十五点の押紙が押されている。連署筆頭者の四条隆親には押紙がなく、連署者に連ならない「大炊御門実矩 後二従一位太政大臣」という押紙がある。正しい位置にない押紙もあるが、人名比定の正解率は高い。

九 将軍家政所下文 仁治二(一二四二)年九月十日 (四一)

原本にはない押紙「将軍頼嗣公」があるが、正しくは四代将軍藤原頼経である。原本、写共に連署筆頭、第二位、第六位、第七位の四人に押紙が付き、原本、写共に同人物に比定している。筆頭者には「藤原基綱判」とあるが、正しくは藤原(二階堂)行綱である。第二位の「北条泰時判」、第六位の「長井泰秀判」は正しい。第七位の「北条経時判」は誤りで正しくは北条朝直である。この写九号だけが人名比定した署判者が原本と同じで、同じ過ちを犯している。押紙作成は共同作業ではなかったにしても、相談したり尋ね合ったという事はあったのだろう。

一〇 六波羅施行状写 弘安二(一二七九)年十二月二日 (四七)

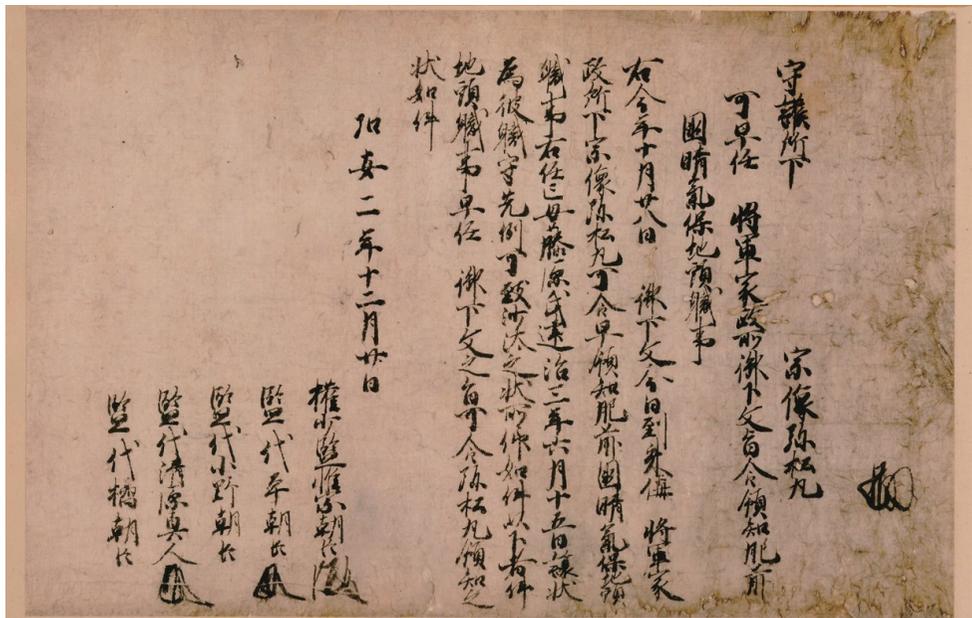
原本にはない押紙が連署者に「北条時国」、「北条時村」と付き、どちらも正しい。原本では、陸奥守右横に「北条家義政奉行」とあり、時村を誤っている。

一一 大宰府守護所下文 弘安二(一二七九)年十二月廿日(下図版)

『宗像郡誌』中編(伊東尾四郎編、昭和六年)の「編年宗像古文書」に収録されている文書である。凡例で「宗像神社(現在の社号は宗像大社)以外に存せるものには首に◎印を附く」とあって、その通りに◎印があるにもかかわらず、『宗像郡誌』を引いて宗像大社所蔵と誤認されてきたものである。^註所蔵者を訪問して実見したところ原本であると考えているが、大方のご意見を賜りたいところである。草刈家から宗像家へ移譲されたものと考えられる。

一二 足利義詮袖判下文 文和二(一二三三)年三月七日(九二)

案文の紙背に今川了俊が正文を確認した旨を書いたものの写であ



大宰府守護所下文

る。裏書、了俊花押も書かれており、臨写の時点では未表装であった。原本には極書と「芹田稲光御下文」という押紙があるが、共に写にはない。

一三 足利尊氏御判御教書写（断簡） 文和二（一三五三）年十二月廿五日（一九二）

宗像大社所蔵分、つまり草刈家が所蔵していたものも写で断簡である。応永十六（一四〇九）年に編纂された『宗像社家文書惣目録』を見ると、「本家米免許文書」項に「二通 尊氏將軍御下文 文和二
年十二月廿五日 但神事興行募 軍功之賞文言有之」とあるものに相当する。この後に正文は断簡となりそれが写され、さらに正文の断簡も失われたと考えられよう。この下文を施行した文書が現存することから、これを後世の制作や偽文書とする疑いは無用である。

一四 今川了俊書下写 至徳二（一三八五）年十月五日（一〇三）
原本には極書がある。

番外 「近世覚書」

翻刻を掲げておく（句読点は河窪が付けた。「は改行を示す」）。
是迄之拾四通證文之儀者、天文廿一年國丸三歳之砌、「乳母人
共ニ家来大和治部之丞貞秀と云者、密ニ連落」けり（カ）節、
系圖ニ相添持参之分。其身者直様筑前ニ帰ル。「跡之拾老通之
儀者、氏貞死去已後散々ニ相成候節、貞秀事、「天正十五年ニ亦々
尋来り候砌、持参之分。左候而、大井邊ニ而暫ク」一所ニ浪人
相立居候處、藝州え罷越候由ニ而、其後不帰、行多不相知。

大和貞秀は、天正六年に再建された本殿の棟上置札に「鞍置馬
御太刀一腰 大和治部丞貞秀」とみえる。また焼失した拝殿再建を

誓った、天正十四年八月朔日宗像氏家臣連署願文の連署者に連なるが、花押は押されていない。右の覚書の内容はにおいても、大和貞秀は実在の人物と考えて良いことは確認しておく。大井は、現在の山口県萩市大井と考えられる。

この覚書には押紙が二点貼りつけられている。一点は「將軍義詮公」で、元は写一二号に貼付されていたもの、もう一点は「今川了俊判形」で、元は写一四号に貼付されていたものである。時間の経過と共に外れて元の位置もわからなくなったのであろうが、ともかくも紛失することが無いようにとの配慮である。宗像家ではこの古文書類を大切な家宝として伝えており、このような些細なことにその思いを汲み取ることができる。

一五 大内持世安堵書下写（年欠）十一月五日（二三四）

本紙奥に「永万元ヨリ天和元マテ五百十七年ニ成」と書かれた押紙がある。元の位置は不明であるが、臨写の時期、つまりは大内宗像家文書の成立時期を示唆するものかも知れないことは前述した。

一六 大内義興書状写（年欠）五月十三日（二二六）

原本には極書があるが、写にはない。原本の料紙は切紙であるが、写は堅紙を用いている。宗像大宮司正氏に対する感状で、義興家臣杉興重に属しての合戦勲功を賞しているが具体的には不明である。写には「大永五酉年卜考」という押紙があるが、尼子氏との合戦を念頭に書いたのだろうか。興重の官途から大永五（一五二五）年は誤りである。

一七 大内義隆書状写（年欠）八月十六日（一三九）

原本には極書があるが、写にはない。袖に「大内公」、花押上に

「大内義隆公」、年号横に「天文元辰年卜考」という押紙がある。年
代比定は、義隆の筑前国進出に拠るものだろうか。

一八 大内義隆書状（年欠、天文二年・一五三三）卯月五日

宗像大社所蔵文書には含まれていない。山口県地方史に多大な功

績を残した近藤清石が、

周防・長門国に流出した

宗像大宮司家関係文書を

書写してまとめた書冊が

ある。明治四十一（一九

〇八）年に当時の宗像神

社に奉納されて現在に至

る。この書写本の中に本

史料の写があり、近藤清

石は「宗像友一郎蔵」と

している。昭和六（一九

三二）年に伊東尾四郎に

よって編纂された『宗像

郡誌』中編にも活字とな

って収録されているが、

ここには「宗像半之助所

蔵」とある。友一郎、半

之助は親子で、商人宗像

家の末裔であり、相伝関

係に疑問は無い。近藤清



大内義隆書状

石の書写では、文末の「猶杉三河守可申候」のところ、「杉」が脱
落している。『宗像郡誌』も同じく脱落しているから、伊東尾四郎

はこの書写本を閲覧して収録したのでろう。本史料が正文か写かと

いう点を検討しよう。大内氏の大夫氏居城立花城攻撃における勲功

を賞したもので、宛所の「黒川刑部少輔」も宗像正氏の改名後の出

来事であり矛盾は無く、内容も問題無い。料紙寸法は縦一九・九cm、

横三八・〇cmである。写一六、写二四、写二五は、原本は切紙であ

るが写では堅紙を用いて書写している。この史料の料紙は地がいく

らか裁たれており、切紙とするには縦長の料紙ではあるが堅紙とも

言い難い。また、義隆の花押もアンバランスな感じは否めない。判

断は難しく、正文の可能性のある史料としておきたい。先述の一

号と同様にご意見を賜りたい。

写には年号横に「天文二巳年卜考」、花押横に「大内公」という

押紙がある。年代、人名の比定は正しい。

一九 大内氏奉行人連署副状写（年欠）七月廿日（一四三二）

原本、写共に、署名右横に人名比定の押紙があるが、両者がそれ

ぞれに押紙を作成したのであろう。人名比定は全て正しい。写には

日付右横に「天文二巳年卜考」とある。連署者の杉宗長が法名を用

いるようになるのは天文十年以降であり、この年代比定は誤りであ

る。

二〇 大内氏奉行人連署書状写 天文十八（一五四九）年八月廿七

日（一四六）

原本は、連署者五人が裏花押を据えた案文であるが、この写も裏

花押を書いている。各連署者に人名比定の押紙が貼られているが、

貫隆仲と岡部隆景の押紙位置が入れ替わり、岡部隆景の人名比定は「田原尾張守隆景」と誤っている。興理には「興理ハ未考」、隆仲には「貫兵部丞隆仲」、興盛には「内藤下野守興盛」、重矩には「杉伯耆守重矩」と押紙があつて人名比定は正しい。日付横に「將軍実朝公」という押紙がある。この史料群には源実朝発給史料は無いが、写三号の関東下知状写に「依鎌倉殿仰」という文言があり、三代將軍源実朝を指すことから元来は写三号にあつたものであろう。

二一 大内晴英書状写（天文二十一年）九月十一日（二四七）

原本には極書がある。写には署名右横に「陶中務少輔晴英」とあり、極書と同じ人名比定となっているが、閲覧ではないと考へる。日付左横に「天文廿一年子ノ年と考」とあり、この年代比定は正しい。

二二 遠賀庄山田郷惣田数注文写 永禄三 二月十六日（一五三）

押紙等はない。原本と同じ字配りで、書体も良く書き写している。

二三 宗像大官司氏貞カ手負注文写（後欠）（一六六）

永禄三（一五六〇）年三月の許斐城攻防の報告であるが、草刈家にもたらされた時点で既に後欠となつていた。注文を受け取つた毛利隆元の袖証判があるから、この文書が褒賞を担保する大切なものであつた筈だが、戦国期の動乱によつて後欠となつたのであろうか。証判横の押紙「毛利隆元御判形」は正しいが、本文末の「永禄四酉年卜考」は誤りである。

二四 毛利輝元書状写（年欠）八月廿五日（一五九）

原本には極書があり、料紙は切紙であるが写は縦紙を用いている。日付左横に押紙「天正元酉年卜考」とあるが、写二五号原本である

『宗像大社文書』一六〇号注解にあるように、天正十二年が正しい。

二五 真木嶋昭光・一色昭秀連署副状（年欠）九月四日（一六〇）

原本は切紙であるが写は縦紙である。日付右横に押紙「天正元酉年卜考」があるが、前号と同じく天正十二年が正しい。二人の署判の間に押紙「真木嶋玄番頭」とある。

番外「勘合之印写」

宗像大社が所蔵する「伝勘合印」の印影である。臨写史料作成時にはこの印章が作成されていたこと、古文書群と共に宗像の地に返納されたことは明らかである。現時点では、印章の作成者、時期、作成意図等課題が残ることを示すにとどめざるをえない。

宗像系図一卷

『宗像郡誌』中編には『訂正宗像大官司系譜』が収録されている。先に紹介した近藤清石が明治四十二（一九〇九）年に、宗像系図に校訂を加えたものであり、その宗像系図にあたる。近藤清石は例言において、宗像大官司家は断絶したが「我山口県ニ歴然タル血胤アリ」という。「其遠孫友一郎ト云フ者、幼時、余ト手習ノ師ヲ同ジクスルヲ以テ、系譜・古文書ヲ借写セリ」と、史料閲覧の事情を明らかにしている。また、番外の「近世覚書」も例言に納めており、この文書群を閲覧したことは確かである。他にも宗像大社所蔵の中世の系図類も閲覧しており、近藤清石の博覧強記が十分に發揮されて『訂正宗像大官司系譜』が成立したのである。

藩士草刈家においても宗像系図が作成されて、古文書類と共に宗像の地に返納された。近世の宗像神社神官家であつた深田家が所蔵

し、現在は宗像大社に奉納されている。系図は二本存在したのであり、大宮司氏貞までは全くの同文である。その後、草刈家では氏貞娘が嫁した重継以降の萩藩士草刈氏系図を続ける。一方商人宗像家では、宗像での難を逃れた幼子が成人し、その息子が萩で油を商う商家を起こしたことを記して終わる。

利用方法

宗像大宮司家との所縁を持つ二つの家系の邂逅によって作成された大阪宗像家文書は、その背景に関わりあった人々の人生が見える生きた史料群である。また、「文書」という形態では唯一の存在である中世史料二点も含まれている。これらの画像閲覧は、新修宗像市史編集委員会に許可を求めている。これらの画像の使用にあたっては、市史編集委員会を通じて所有者の許可が必要である。

註

- (1) 『宗像大社文書』第一巻（宗像大社文書編纂刊行委員会、平成四年）解題（執筆者川添昭二）参照。
- (2) 森繁夫『古筆鑑定と極印』（臨川書店、昭和六十年復刻）、野間光辰「藤本箕山の生涯」（京都大学国文学会『国語・国文』九卷八号、昭和十四年）。
- (3) 本紙の中世文書が国指定重要文化財となるに伴う修理事業によって、全ての極書が本紙から外された。『宗像大社文書』第一巻影印本巻末に「極書一覧」を収録。
- (4) 野木雄大「最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家」『沖ノ島研究』

六号、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、令和二年）において本史料が紹介されたが、発表以前に宗像大社所蔵との誤解があることを知ったのが、本稿執筆の契機となった。

(5) 文和二年十二月廿五日、室町幕府執事仁木頼章施行状（宗像大社所蔵、出光佐三氏奉納文書二七号、『宗像大社文書』第二巻収録）。

(6) 第一宮御宝殿棟上置札（宗像大社所蔵、『宗像大社文書』第四巻収録）。

(7) 天正十四年八月朔日、宗像氏家臣連署願文（宗像大社所蔵、嶺家文書一一号、『宗像大社文書』第三巻収録）。

(8) 『山口県地方史研究の先駆者 近藤清石』（山口県立山口博物館図録、平成四年）。

(9) 『近藤清石写本』（宗像大社所蔵、『宗像大社文書』第二巻収録）。

（かわくぼなつこ 中世部会）